

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あそう（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 役員、評議員及び委員をいう。
- (2) 役員 定款第16条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事 役員のうち、定款第4条に定めるこの法人の事務所を主な勤務場所として、概ね週3日以上法人の業務に従事する理事長をいう。
- (4) 非常勤役員 常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (5) 評議員 定款第5条の規定に基づき置かれる評議員をいう。
- (6) 委員 法人又は法人の事業の運営のために設置された各種委員会の委員をいう。
- (7) 報酬等 社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わないものをいう。
- (8) 費用弁償 職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費であって、報酬等とは明確に区分されたものをいう。

(報酬等)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤役員 報酬、退職慰労金
- (3) 評議員 報酬
- (4) 委員 報酬

2 この法人は、役員等に対し、他の規程により別段の定めがない限り、前項の報酬等を除くほか、他のいかなる報酬等も支給してはならないものとする。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給することができる。

(報酬等の総額の決定)

第4条 この法人の全役員等の報酬等の総額は、この法人の経営状況を勘案し、前年度のサービス活動事業収益決算額に0.5%を乗じて得た額又は1年度につき800万円のいずれか低い額以内の額とする。ただし、役員に対する退職慰労金を支給する年度は、これらの額に当該退職慰労金の額を加算した額を総額とすることができる。

2 この法人の全評議員の報酬の総額は、1年度につき90万円以内の額とする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額

2 非常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第4に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額

3 評議員に対する報酬の額は、別表第5に定める額とする。

4 委員に対する報酬の額は、別表第6に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 職員給与規程に定める給料の支給日に準ずる日
- (2) 賞与 職員給与規程に定める賞与の支給日に準ずる日
- (3) 退職慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内の日

2 非常勤役員に対する報酬は、職員給与規程に定める給料の支給日に準ずる日に支給する。

3 評議員に対する報酬は、評議員会への出席など、法人又は法人の事業運営のため、理事長の命を受けてその職務にあたった場合は、その事実があった日の属する月の翌月の職員給与規程に定める給料の支給日に準ずる日に支給する。

4 報酬等は、現金により本人（支給日に本人死亡の場合は、その遺族とする。以下この項において同じ。）に支給する。ただし本人の同意を得れば本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令等の定めるところによる控除すべき金額及び本人の同意又は申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等には、その職務を行うために要する費用の弁償として、次に掲げる区分に応じ旅費を支給する。

(1) 役員等が自動車で、会議の招集等に応じて出席又は出務した場合、又は監事がその職務執行のため出席又は出務した場合は、旅費規程に定める車賃の額。ただし、その距離が、往復5キロメートル以上の場合に限る。

(2) 役員等が、その職務執行のため理事長の命を受けて旅行する場合は、旅費規程に定める旅費の種類及び額

2 前項の規定に基づく旅費の支給方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に掲げる旅費は、その月分を翌月20日から末日までの間に支給する。ただし、四半期ごとに当該期間に応ずる額をその期の末日までに支給することを妨げない。

(2) 前項第2号に掲げる旅費は、旅費規程の定めるところにより支給する。ただし、

退任する場合においては、その際に支給する。

- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給するものとし、その計算方法及び支給日は、職員に適用される給与規程に準ずる。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

- 3 前2項の規定の場合の報酬額については、その月の総勤務日数(概ね13日)を基礎として日割りによって計算する。

- 4 第2項の規定にかかわらず常勤理事が死亡によって退任した場合は、その死亡日の属する月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第9条 この規程による計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

- 2 この規程の改廃は、評議員会の承認決議によって行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 役員及び評議員・各種委員の報酬等に関する規程及び役員報奨金規程は、この規程の施行の日の前日をもって廃止する。

- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額305,000円

別表第2（常勤理事の賞与）

支給月	賞与の額
6月支給の賞与	報酬月額×2.0か月分
12月支給の賞与	報酬月額×2.2か月分

別表第3（役員退職慰労金）

役職名	退職慰労金の支給額算定式
理事長	在任期間中1か月につき 3,000円を乗じて得た額と特別功労金の額の合計額
理事・監事	在任期間中1か月につき 1,000円を乗じて得た額と特別功労金の額の合計額

附記

- 1 在任期間の1か月未満の端数は1か月に切り上げる。
- 2 特別功労金は、役員として連続して5年以上在任し、その在任中に法人又は法人の事業運営に特に功労のあった役員退職に対して支給することができるものとし、その額は、退職時報酬月額に、12.0か月以内の月数を乗じて得た額の範囲内の額とする。
- 3 理事長としての在任期間を有する役員で、非常勤役員としての期間も有する役員は、それぞれの期間に相応する役職ごとに算定すること。
- 4 この法人の職員を兼務する役員及び解任された役員には、この表は適用しない。

別表第4（非常勤役員報酬）

役職名	区分	報酬の額
理事	職務執行責任報酬	月額10,000円
	理事会等会議への出席等の出務報酬	日額5,000円
監事	職務執行責任報酬	月額10,000円
	理事会等会議への出席等の出務報酬	日額5,000円
	監事監査等への出務報酬	日額10,000円 4時間以内の場合は 5,000円とする

別表第5（評議員の報酬）

区分	報酬の額
評議員会への出席等合議体構成員としての任務のほか法人又は法人の事業の運営のための出務報酬	日額10,000円

別表第6（委員の報酬）

区分	報酬の額
各種委員会会議への出席のほか法人又は法人の事業の運営のための出務報酬	日額 5,000 円